

工事等の競争入札における設計違算の取扱いに係る試行要領

令和 4 年 3 月 3 1 日 理事長決裁

一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する工事等の競争入札における透明性及び公正性を確保するため、設計違算が判明した場合における取扱いについて、必要な事項を試行的に定める。

1 用語

- (1) 工事等 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和 5 2 年 1 1 月 1 8 日制定。以下、「工事等施行要領」という。）第 2 条第 5 号に規定する工事、設計等及び保守管理業務をいう。
- (2) 設計違算 設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいう。
- (3) 設計違算が軽微な場合 当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額との差が、当初設計金額の 1. 5 %以内かつ 2 5 0 万円（設計等及び保守管理業務については 1 0 0 万円）以下である場合をいう。
- (4) 質疑応答書への回答 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成 2 5 年 4 月 3 0 日理事長決裁）第 1 1 条第 4 項の規定に基づく回答をいう。
- (5) 落札候補者 一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要綱（平成 2 5 年 4 月 3 0 日総務部長決裁。以下「事後審査要領」という。）第 4 条及び第 5 条第 2 項の規定による落札候補者をいう。

2 設計違算が判明した場合の取扱い

- (1) 公告又は指名通知後から開札前までの間に判明した場合
原則として、当該入札は中止する。ただし、次の全てを満たす場合に限り、入札を続行することができる。
 - ア 設計違算が軽微な場合
 - イ 設計違算の内容及びその取扱いについて、入札参加者へ周知することで、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合。この場合、一般競争入札にあっては、訂正の公告により周知するものとし、その取扱いについては質疑応答書への回答に準ずる。
- (2) 落札者又は落札候補者決定後、契約締結までの間に判明した場合
原則として、当該入札を不調（落札者を決定した場合にあっては取消し）とし、落札

者に損害を及ぼしたと認められるときは、理事長は、その損害を賠償するものとする。

ただし、次の全てを満たす場合に限り、入札手続きを続行し、契約締結することができる。

ア 設計違算が軽微な場合

イ 落札者又は落札候補者に変更が生じない場合

ウ 設計違算の取扱いについて落札者又は落札候補者と協議を行い、その取扱いについて両者が合意した場合

(3) 契約締結後に判明した場合

ア 原則として、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとし、契約の相手方に損害を及ぼしたと認められるときは、理事長は、その損害を賠償するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、変更契約を締結するものとする。

(ア) 契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難い場合

(イ) 設計違算が軽微な場合かつ落札者の決定に変更が生じない場合で、設計違算の取扱いについて契約の相手方と協議を行い、その取扱いについて両者が合意した場合

3 設計違算の公表

2(2)の場合で入札を不調（落札者を決定した場合にあっては取消し）としたとき又は2

(3)の場合は、当該契約案件の開札結果の公表と同一の方法により公表するものとする。

4 予定価格等に誤りがあった場合の取扱い

予定価格及び最低制限価格の設定の誤りについても、設計違算が判明した場合と同様の取扱いとする。

5 小額工事及び小額業務への準用

(1) この取扱いは、小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領（平成16年4月1日制定）第1条に規定する小額工事及び小額業務の施行及び契約事務の適正化に関する要領（平成16年4月1日制定）第1条に規定する小額委託業務（工事等施行要領第2条第5号に規定する設計等及び保守管理業務に限る。）の随意契約に、その一部又は全部を準用することができる。

(2) 前記(1)の準用に際しては、この取扱い中「入札」とあるのは「見積（見積合せ）」と、「指名通知」とあるのは「見積通知」と、「落札者」は「決定者」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 適用日

令和4年4月1日以降に公告又は指名（見積）通知する契約案件から適用する。